府　令

○内閣府令第七十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合の措置） **第二十一条の十六の二**　公安委員会は、免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが番号利用法第十六条の二第一項の規定により新たに作成される場合には、当該個人番号カードについて、その者が有していた免許情報記録個人番号カードに記録されていた免許情報記録を記録したものとする措置を講ずることができる。	［条を加える。］
（運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合の措置） **第三十条の十七の二**　公安委員会は、運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが番号利用法第十六条の二第一項の規定により新たに作成される場合には、当該個人番号カードについて、その者が有していた運転経歴情報記録個人番号カードに記録されていた運転経歴情報を記録したものとする措置を講ずることができる。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和七年九月一日から施行する。

○内閣府令第七十八号

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第三条第四項の規定に基づき、損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類） **第三条**　法第三条第四項に規定する保険の種類は、次に掲げる保険の種類とする。 ［一～五　略］ 六　その他金融庁長官が定める保険の種類	（料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類） **第三条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七十九号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第四号（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第七項第四号及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第七項第四号の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
附　則 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。 （銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合
［条を削る。］	